

## 厚労省から発表された本人確認（番号確認・身元確認）のポイント

### ◆雇用保険関係の様式

平成 28 年 1 月以降、事業主が従業員から個人番号を収集したうえで記入し、ハローワークへの提出が必要となる雇用保険関係の主な様式は次の通りです。

- ・雇用保険 被保険者資格取得届
- ・雇用保険 被保険者資格喪失届
- ・高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書（※）
- ・育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書（※）
- ・介護休業給付金支給申請書（※）

（※）事業主が提出することについて労使間で協定を締結したうえで、できる限り事業主が提出することになっています。

### ◆本人確認（個人番号・身元（実在）確認）の方法とポイント

事業主（個人番号関係事務実施者）による本人確認（個人番号・身元（実在）確認）には、「対面・郵送」、「オンライン」、「電話」の 3 つの方法があります。

本人確認のポイントは、次の通りです。

（1）雇入れ時などに運転免許証等により本人であることの確認をしている場合であって、本人から直接対面で個人番号の提出を受ける場合は、身元確認のための書類の提出は不要。この場合には、次のいずれかの書類による個人番号の確認が必要。

- ・個人番号カード
- ・通知カード
- ・個人番号の記載がある住民票の写し・住民票記載事項証明書 等

（2）（1）に該当しない場合は、①または②の方法で個人番号の確認と身元確認が必要。

- ①個人番号カード
- ②通知カードまたは個人番号の記載がある住民票の写し・住民票記載事項証明書＋各種証明書

### ◆最新情報をチェック！

なお、マイナンバー制度関係の情報は以下のサイトで確認することができます。

- マイナンバー制度（雇用保険関係）（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html>

- 社会保障・税番号制度について（国税庁ホームページ）

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/>

- 内閣官房ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

- 特定個人情報保護委員会ホームページ

<http://www.ppc.go.jp/>